

第52号議案

芦屋市霊園使用条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市霊園使用条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市霊園の使用許可に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市霊園使用条例の一部を改正する条例

芦屋市霊園使用条例（昭和28年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(設置)」を付する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例における用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の例による。

第2条に見出しとして「(使用許可等)」を付し、同条第1項及び第2項を次のように改める。

霊園を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請を行うことができる者は、本市に住所を有する個人であつて、祭祀を主宰するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第2条第3項中「前2項」を「前項」に改める。

第2条の2に見出しとして「(霊園使用者選考委員会への諮問)」を付する。

第3条に見出しとして「(使用位置の指定等)」を付する。

第4条に見出しとして「(使用目的)」を付し、同条中「堂塔碑石形像類」を「堂塔、碑石若しくは形像類」に改める。

第5条の前に見出しとして「(使用料)」を付する。

第6条中「第2条第2項」を「第2条第2項ただし書」に改める。

第8条に見出しとして「(維持費)」を付し、同条中「第5条, 第6条」を「第5条及び第6条」に改める。

第9条に見出しとして「(使用料及び維持費の減免)」を付する。

第10条に見出しとして「(使用料の還付)」を付する。

第11条に見出しとして「(使用権の継承)」を付し、同条中「第2条第1項ただし書及び同条第2項」を「第2条第2項ただし書」に改める。

第12条に見出しとして「(管理上の措置等)」を付し、同条第2項中「制限をなす」を「制限をする」に改める。

第13条に見出しとして「(使用場所の返還)」を付する。

第14条に見出しとして「(使用許可の取消し)」を付し、同条中「取消す」を「取り消す」に改め、同条第4号中「維持管理をなさず」を「維持管理をせず」に改め、同条第5号中「使用設備をなさず」を「使用設備を設けず」に改める。

第15条に見出しとして「(許可の取消しに伴う返還)」を付し、同条中「取消された」を「取り消された」に改める。

第16条を次のように改める。

(工作物等の撤去及び復旧)

第16条 市長は、許可を受けないで霊園を使用した者に対し、工作物及び施設の撤去又は復旧を命ずることができる。この場合において、撤去又は復旧を行わないときは、市長においてこれを施行し、その経費を賠償させる。

第17条に見出しとして「(使用権の消滅)」を付する。

第18条に見出しとして「(改葬又は移転)」を付し、同条中「堂塔碑石形像類」を「堂塔、碑石若しくは形像類」に改める。

第19条に見出しとして「(造営・建設場所の使用)」を付し、同条中「造営場所及び堂塔碑石形像類」を「造営場所並びに堂塔、碑石及び形像類」に、「使用者の」を「使用者」に改める。

第20条に見出しとして「(使用許可書の交付)」を付し、同条中「使用許可書の書換え」を「第11条の規定による承継者への使用許可書の交付」に改める。

第21条に見出しとして「(過料)」を付する。

第22条に見出しとして「(補則)」を付する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市霊園使用条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市霊園の使用許可に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 霊園の使用申請を行うことができる者は、本市に住所を有する個人であって、祭祀を主宰するものとする。(第2条関係)

※現行は、やむを得ない事情がある場合を除き、本市在住の戸籍筆頭者に限定

- (2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日